

参考資料

I 保健福祉部関係

1 平成28年度 保健福祉部主要事業の概要

(1) 保健福祉部所管の計画一覧

(2) 主な計画等の概要

- ① 鹿児島県保健医療計画
- ② 鹿児島県医療費適正化計画
- ③ 鹿児島県地域ケア体制整備構想
- ④ 鹿児島すこやか長寿プラン2015
- ⑤ 健康かごしま21
- ⑥ 鹿児島県がん対策推進計画
- ⑦ 鹿児島県障害者計画
- ⑧ 鹿児島県動物愛護管理推進計画
- ⑨ 鹿児島県周産期医療体制整備計画
- ⑩ 鹿児島県歯科口腔保健計画
- ⑪ 鹿児島県家庭的養護推進計画
- ⑫ 鹿児島県子どもの貧困対策計画

2 保健所所管区域一覧

3 二次保健医療圏一覧

4 県の福祉に関する事務所所管区域一覧

5 保健福祉部の主な相談窓口

6 市町村の保健福祉担当窓口

II 県立病院局関係

1 平成28年度 保健福祉部主要事業の概要

(1) 保健福祉部所管の計画一覧

計画 (所管課)	計画策定年度 (計画期間)	内 容	関連する 国の計画
鹿児島県保健医療計画 (保健医療福祉課)	H25. 3 (H25~29) 〔S62. 6作成 H 4. 6見直し H 9. 10見直し H14. 10見直し H17. 9一部廃止 H20. 3見直し H25. 3見直し〕	○本県の保健医療行政の基本的指針 ・保健医療圏及び基準病床数 ・健康づくり・疾病予防の推進 ・患者の視点に立った良質な医療提供体制の整備 ・安全で質の高い医療の確保 ・地域包括ケア体制の整備充実 ・健康危機管理体制等の整備 ・持続可能な医療保険制度の構築 根拠：医療法第30条の4 第1項	
鹿児島県医療費適正化計画 (保健医療福祉課)	H25. 3 (H25~H29) 〔H20. 3作成 H25. 3見直し〕	○本県の医療費適正化の基本的な方針 ・医療費を取り巻く現状と課題 ・医療費適正化に向けた目標と取組 (1)県民の健康の保持の推進 (2)医療の効率的な提供の推進 根拠：高齢者の医療の確保に関する法律第9条 第1項	全国医療費適正化計画 (H25~H29)
鹿児島県地域ケア体制整備構想 (介護福祉課)	H20. 3	○療養病床の再編成等に関する対応指針 ・療養病床の再編成の円滑な推進に向けた取組と療養病床転換推進計画 ・地域ケア体制の整備の促進 根拠：地域ケア体制の整備に関する基本指針	
鹿児島すこやか長寿プラン2015 (介護福祉課)	H27. 3 (H27~H29) 〔H 6. 3作成 H12. 3見直し H15. 3見直し H18. 3見直し H21. 3見直し H24. 3見直し H27. 3見直し H30. 3見直し〕	○本県の高齢者に関する施策全般の計画 ・健康づくりと社会参加の推進 ・地域包括ケアシステム構築の推進 ・認知症施策の推進と高齢者の尊厳の確保 ・高齢者医療の適切な推進 ・介護給付等対象サービス基盤の充実 ・高齢者の快適で安全な生活の確保 ・人材の育成・確保 ・計画の推進 根拠：老人福祉法第20条の9 介護保険法第118条	
健康かごしま21 (健康増進課)	H13. 3 策定 H20. 3 改定 (H13~H24) H25. 3 策定	○本県の健康増進施策に関する計画 ○重要目標 (1)脳卒中の発症・重症化予防と死亡者の減少 (2)がんの発症・重症化予防と死亡者の減少 (3)ロコモティブシンドロームの発症・重症化予防 (4)認知症の発症・重症化予防 (5)休養・こころの健康づくりの推進 ○分野別施策及び目標 根拠：健康増進法第8条第1項	第4次国民健康づくり対策 (健康日本21 (第2次)) (H25~H34)
鹿児島県がん対策推進計画 (健康増進課)	H25. 3 (H25~H29) 〔H20. 3策定 H25. 3見直し〕	○本県におけるがん対策の基本的事項を定めた計画 ・全体目標 (1)がんの年齢調整死亡率(75歳未満)の20%減少 (2)全てのがん患者とその家族の苦痛の軽減と療養生活の質の維持向上 (3)がんになんでも安心して暮らせる社会の構築 ○分野別施策及び個別目標 根拠：がん対策基本法第11条	がん対策推進 基本計画 (H24~H28)

計画 (所管課)	計画策定期度 (計画期間)	内 容	関連する 国の計画
鹿児島県障害者計画 (障害福祉課)	H25. 3 <H25～H29> [実施計画] ①かごしまい きいき障害者 プラン21 <H15～H19> ②鹿児島県障 害福祉計画 第一期 計画期間 <H18～H20> 第二期 計画期間 <H21～H23> 第三期 計画期間 <H24～H26> 第四期 計画期間 <H27～H29>	○障害者施策の基本的方向性を示す計画 ・基本的な方針 (1) 地域社会における共生等 (2) 障害者差別の禁止 ・重点的に取り組む施策 (1) 県民の理解促進 (2) 障害者差別の禁止 (3) 障害福祉サービス提供体制の充実 (4) 地域移行の支援 (5) 社会参加の促進 (6) まちづくりの推進 (7) 障害児の支援 (8) 雇用・就業の支援 (9) 離島における対策 根拠：障害者基本法第11条第2項	障害者基本計画 (H25～H29)
鹿児島県動物愛護管理 推進計画 (生活衛生課)	H26. 3 <H26～H35>	○本県の動物の愛護及び管理に関する施策の方向性 を示す計画 ・計画目標 「人と動物の共生する地域社会の実現」	動物の愛護及 び管理に關す る法律
鹿児島県周産期医療体 制整備計画 (子ども福祉課)	H27. 3 <H27～H31> (H23. 3策定 (H27. 3見直し)	○本県の中長期的な周産期医療体制に対する整備方 針を示す計画 ・計画目標 「女性が、安心して安全に子ども を産み育てること ができる環境づくりの推進」	周産期医療体 制整備指針
鹿児島県歯科口腔保健 計画 (健康増進課)	H25. 3 <H25～H34>	○本県における歯科口腔保健施策の総合的な実施に 係る計画 ・全体目標 口腔の健康の保持・増進に関する健康格差の縮小 ・施策及び個別目標 (1) 歯科疾患の予防・口腔機能の維持向上 (2) 定期的に歯科検診又は歯科医療を受けること が困難な者に対する歯科口腔保健の推進 (3) 離島・へき地地域の歯科医療・歯科保健の推 進 (4) 医科歯科連携・多職種連携の推進 (5) 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環 境の整備 根拠：歯科口腔保健の推進に関する法律第13条第 1項	歯科口腔保健 の推進に關す る基本的事項
鹿児島県家庭的養護推 進計画 (子ども福祉課)	H27. 3 <H27～H41>	○本県の社会的養護の充実を推進するための計画 ・里親等の家庭養護の推進 ・施設における家庭的養護の推進 ・専門的ケアの充実と人材の確保・育成 ・児童の自立支援の充実 ・家庭支援と地域支援の充実 ・施設等における子どもの権利擁護の推進	—
鹿児島県子どもの貧困 対策計画 (子ども福祉課)	未定 <H27～H31>	○本県における子どもの貧困対策を推進するための 計画 ・教育支援の充実 ・生活支援の充実 ・保護者に対する就労支援の充実 ・経済的支援の充実	子供の貧困対 策に關する大 綱

○計画期間の一覧

現行の計画名	H23	H24	H25	H26	H27	H28
鹿児島県保健医療計画 〈H25～H29〉 (保健医療福祉課)						
鹿児島県医療費適正化計画 〈H25～H29〉 (保健医療福祉課)						
鹿児島県地域ケア体制整備構想 〈H19～〉 (介護福祉課)						
鹿児島すこやか長寿プラン2015 〈H27～H29〉 (介護福祉課)						
鹿児島すこやか長寿プラン2009 (H21～H23)						
見直し						
鹿児島すこやか長寿プラン2012 (H24～H26)						
調査・見直し						
鹿児島すこやか長寿プラン2015 (H27～H29)						
健康かごしま21 〈H25～H34〉 (健康増進課)			調査・見直し			
鹿児島県がん対策推進計画 〈H25～H29〉 (健康増進課)						
調査・見直し						
鹿児島県歯科口腔保健計画 〈H25～H34〉 (健康増進課)	調査	策定				
鹿児島県障害者計画 〈H25～H29〉 (障害福祉課)						
鹿児島県障害福祉計画 {(第二期)} {(第三期)}						
鹿児島県動物愛護管理推進計 画 〈H26～H35〉 (生活衛生課)				見直し		
鹿児島県周産期医療体制整備 計画 〈H27～H31〉 (子ども福祉課)					見直し	
鹿児島県家庭的養護推進計画 〈H27～H41〉 (子ども福祉課)					策定	
鹿児島県子どもの貧困対策計 画 〈H27～H31〉 (子ども福祉課)					策定	

(2) 主な計画等概要

① 鹿児島県保健医療計画

1 根拠法令

医療法第30条の4 第1項

2 計画期間

平成25年度から平成29年度まで

3 基本理念

「県民が健康で長生きでき、いつでも、どこでも、安心して医療を受けられる鹿児島」
《早世の減少・健康寿命の延伸・QOLの向上》

4 計画の内容

章	主な記載事項
(1) 総論	計画の策定、本県の概要、地域診断
(2) 保健医療圏	保健医療圏の役割、基準病床数 等
(3) 健康づくり・疾病予防の推進	健康の増進、保健対策・疾病予防対策の推進
(4) 患者の視点に立った良質な医療の提供体制の整備	医療提供体制の整備、安全・安心な医療提供体制の整備
(5) 安全で質の高い医療の確保	医療従事者の確保及び資質の向上、医療連携体制の構築、疾病別・事業別の医療連携体制 等
(6) 地域包括ケア体制の整備充実	介護サービス等の充実、在宅医療・終末期医療の体制整備、医療と介護の連携、高齢者の支援、障害者・難病患者等の支援
(7) 健康危機管理体制等の整備	健康危機管理対策の推進、安全で衛生的な生活環境の確保
(8) 持続可能な医療保険制度の構築	医療費適正化の推進、後期高齢者医療制度の円滑な運用
(9) 計画の推進方策	数値目標の設定、計画の推進体制と役割 等

5 基準病床数

病床種別	圏域名	基準病床数	既存病床数	うち療養病床数
療養病床 及び 一般病床	鹿児島	8,783	11,043	3,863
	南薩	1,254	2,589	1,303
	川薩	811	1,626	670
	出水	730	1,016	426
	姶良・伊佐	2,325	3,458	1,712
	曾於	402	983	600
	肝属	1,520	2,083	737
	熊毛	186	478	30
	奄美	758	1,770	650
	計	16,769	25,046	9,991
精神病床	県全域	8,683	9,812	
結核病床	県全域	183	181	
感染症病床	県全域	44	44	

② 鹿児島県医療費適正化計画

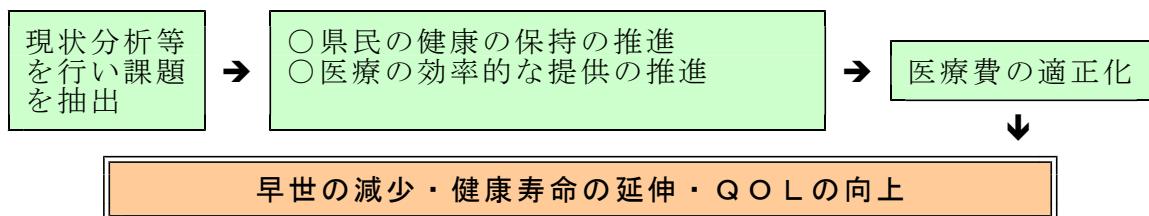
1 根拠法令

高齢者の医療の確保に関する法律第9条第1項

2 計画期間

平成25年度から平成29年度まで

3 計画の推進方策



4 計画の内容

章	主な記載事項
(1) 計画の概要	計画策定の趣旨、他計画との関係 等
(2) 医療費を取り巻く現状と課題	医療費の動向、生活習慣病等を巡る状況、医療の提供体制を巡る状況 等
(3) 医療費適正化に向けた目標と取組	
① 県民の健康の保持の推進	健康意識の向上、生活習慣病等の予防、健康保持推進体制の強化
② 医療の効率的な提供の推進	医療機能の分化・連携による切れ目のない医療提供体制の整備、地域包括ケア体制の整備充実 等
(4) 計画の推進	PDCAに基づく計画の推進、計画の推進体制 等

5 目標値

項目	平成29年度目標
住民の健康の保持の推進	○特定健診実施率：65%以上 ○特定保健指導実施率：45%以上 ○メタボ該当者・予備群減少率：H20年度比25%以上減少 ○成人喫煙率：H34年度までに12%
医療の効率的な提供の推進	○平均在院日数：41.5日

③ 鹿児島県地域ケア体制整備構想

1 根拠法令

地域ケア体制の整備に関する基本指針

2 構想対象期間

平成47年まで

3 基本理念

「高齢者が、できる限り住み慣れた地域で自立し、社会参画しながら、かつ尊厳を持って、安心して暮らしていける地域社会の実現」

4 計画の内容

章	主な記載事項
(1) 地域ケア体制整備構想に関する基本的事項	構想策定の趣旨、位置づけ、圏域の考え方、対象期間 等
(2) 地域ケア体制整備構想の基本理念とビジョン及び戦略	基本理念、ビジョンと戦略
(3) 本県の現状と今後の高齢者の介護サービス等の量の見込み	本県の高齢者の現状、将来の推計
(4) 地域ケア体制の整備の推進	地域ケア体制のあり方、現状と課題、体制整備の基本方針、取組 等
(5) 療養病床の再編整備計画の推進	療養病床の再編整備の基本方針、現状と課題、取組
(6) 構想の実現状況の把握と評価等	状況把握と評価

5 療養病床の再編の計画的な推進

◎ 医療療養病床の年度別転換計画

	18.10.1 現在	19.4.1 現在数	年度別増減数						23年度末 現在数
			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	計	
医療療養病床	9,121	9,134	-	-	-	-	-	△ 1,383	7,751
うち再編成対象	8,390	8,247	△ 214	△ 214	△ 422	△ 215	△ 318	△ 1,383	6,864
転換先（計）		0	214	214	422	215	318	1,383	1,383
老人保健施設		0	0	0	181	0	93	274	274
その他介護保険施設等		0	214	214	241	215	225	1,109	1,109
(参考)……介護療養病床からの転換分を含めた医療療養病床数									
医療療養病床 (再編成分)	8,390	8,247	2	85	△ 422	△ 25	361	0	8,247

◎ 介護療養病床の年度別転換計画

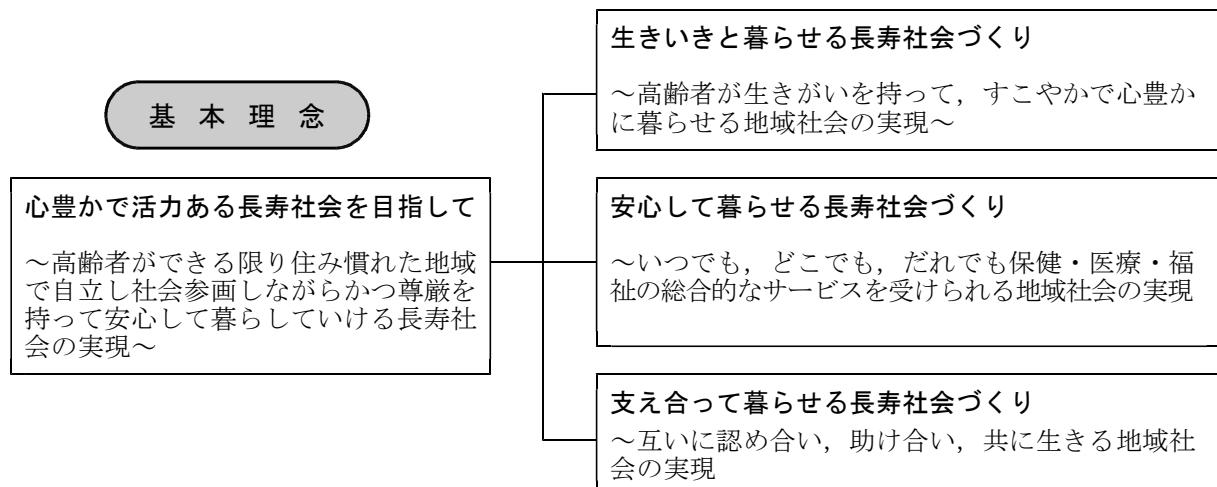
	18.10.1 現在	19.4.1 現在数	年度別増減数						23年度末 現在数
			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	計	
介護療養病床	2,262	2,177	△ 321	△ 404	△ 154	△ 309	△ 989	△ 2,177	0
転換先（計）		0	321	404	154	309	989	2,177	2,177
医療療養病床		0	216	299	0	190	678	1,383	1,383
老人保健施設		0	0	0	48	13	178	239	239
その他介護保険施設等		0	105	105	106	106	133	555	555

④ 鹿児島すこやか長寿プラン2015

「鹿児島すこやか長寿プラン2015」は、高齢者が住み慣れた地域や家庭で生きがいを持って、すこやかで、安心して暮らせるよう、これまでの取組を発展させ、「地域包括ケア計画」として在宅医療・介護連携の推進等の新しい地域支援事業に積極的に取り組み、地域社会全体で支える仕組みづくりなど市町村が主体となった地域づくり・まちづくりを本格的に進める計画として作成したものである。

1 基本理念及び基本的な政策目標

政策目標



2 施策の展開

重点目標

- ・健康づくりと社会参加の推進
- ・地域で高齢者を支える仕組みづくり

主要施策

①健康づくりと社会参加の推進	高齢者が、生活習慣病等を原因とした要医療・要介護状態に陥ることを予防することや、健康寿命の延伸及び生活の質の向上を図るために、若い世代からの取組が重要であることから、生涯を通じた主体的な健康づくりや疾病予防の取組の施策を推進します。その豊富な知識や経験・技能を生かし、「共生・協働の地域社会づくり」の担い手の中心として、社会参加することや、就労、生きがいづくりなどに取り組めるような環境の整備を図るための施策を推進します。
②地域包括ケアシステム構築の推進	「重度な要介護状態となつても、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを、人生の最期まで続けることができる」ために、日常生活の場（日常生活圏域）において、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムが、各地域の実情に応じたかたちで構築されることを目指します。
③認知症施策の推進と高齢者の尊厳の確保	認知症の予防、早期診断・早期対応のシステムを構築するとともに、認知症高齢者が尊厳を保ち穏やかな生活を送り、また、その家族も安心して社会生活を営むことができるようにするための施策を推進します。
④高齢者医療の適切な推進	高齢者にとって安心できる医療の給付など、医療保険制度の安定的な運営を図るとともに、県民の健康の保持の増進や医療の効率的な提供を推進し、増大する高齢者医療費が適切なものとなるような施策を推進します。
⑤介護給付等対象サービス基盤の充実	介護保険財政の安定的な運営や公平・公正な要介護認定の確保により、持続可能な介護保険制度の構築に努めるとともに、介護サービスの質の確保・向上や多様な介護サービスの提供ができるようになりますための施策を推進します。
⑥高齢者の快適で安全な生活の確保	高齢者が、できる限り住み慣れた地域や家庭で、快適で安全な生活を送れるようにするための施策を推進します。
⑦人材の育成・確保	高齢者が、質の高い保健・医療・福祉に関するサービスを適時、的確に受けられるようにするために、これらのサービスに従事する人材の育成・確保を図るための施策を推進します。
⑧計画の推進	計画を効果的に推進していくための方策を定め、適切な進行管理を行います。

3 計画期間

平成27年度から平成29年度までの3か年の計画で、3年後（平成29年度）に見直しを行う。

⑤ 健康かごしま21（平成25～34年度）

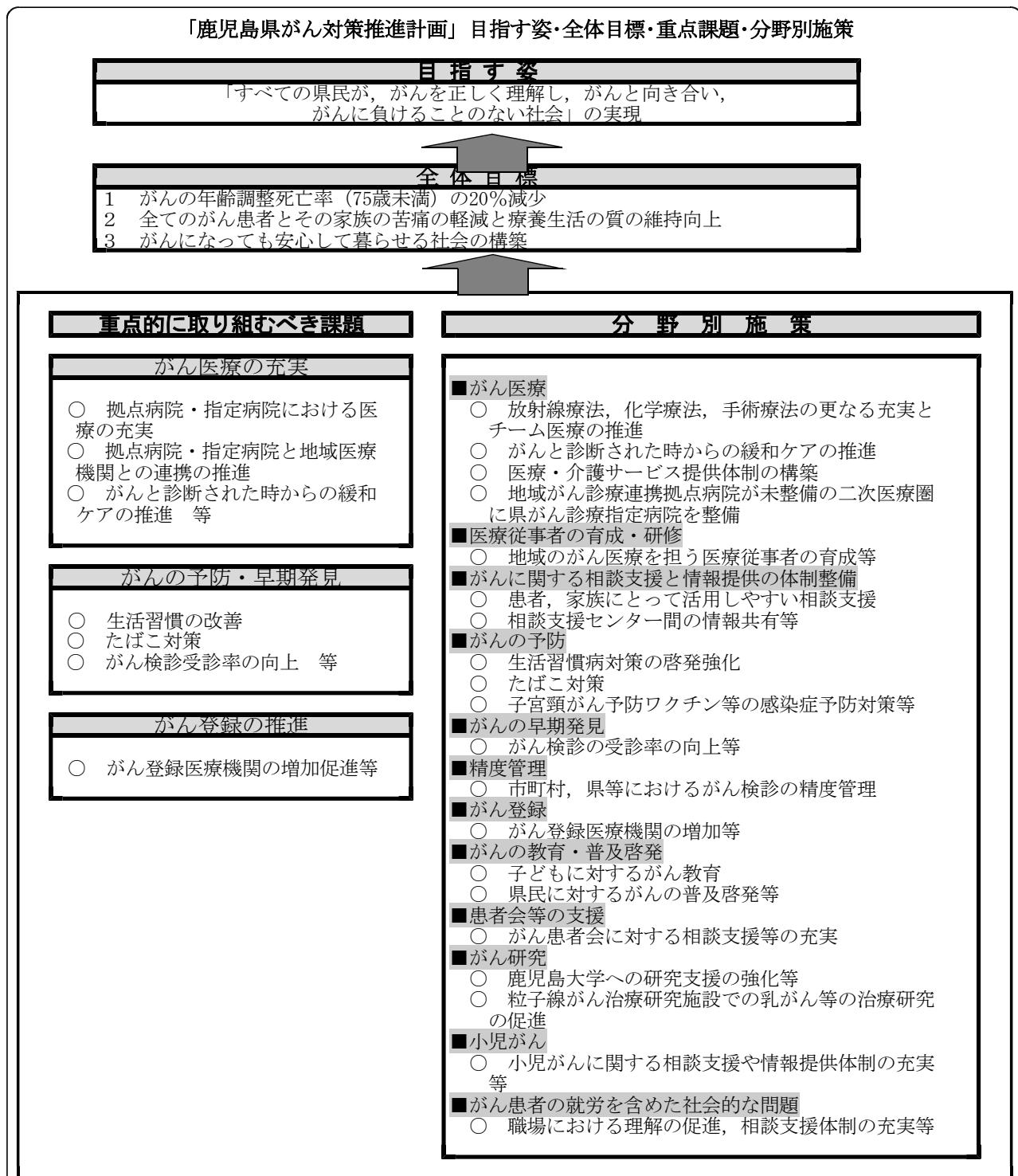
個人が主体的に行う健康づくりのみならず、健康に関連するすべての団体が一体となって、県民の健康づくりを支援するための健康づくり計画として、平成13年度に「健康かごしま21」を策定し、平成20年度には改定を行ってきたところであるが、当計画は平成24年度で終了した。

計画の達成状況や「県民の健康状況実態調査結果」等を踏まえるとともに、「健康日本21（第2次）」に盛り込まれた新たな視点等を勘案して、「健康かごしま21（平成25～34年度）」を策定した。

- | | |
|----------------|--|
| 1 根拠法 | 健康増進法 |
| 2 計画策定年度 | 平成24年度（平成25年3月） |
| 3 計画期間 | 平成25年度～平成34年度 |
| 4 計画策定の新たな視点 | <ul style="list-style-type: none">○生活習慣病の発症予防に加え、重症化の予防も推進○高齢化の進行に伴う生活の質（QOL）の向上策の一層の推進○社会全体で健康づくりを支援するための環境整備 |
| 5 目指す姿 | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">心豊かに生涯を送れる健康長寿県の創造</div>  |
| 6 全体目標 | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">健康寿命の延伸、生活の質（QOL）の向上
〔<ul style="list-style-type: none">・生活習慣病の発症・重症化予防・要介護状態の予防・健康格差の縮小 等〕</div>  |
| 7 重要目標 | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"><ul style="list-style-type: none">① 脳卒中の発症・重症化予防と死者の減少② がんの発症・重症化予防と死者の減少③ ロコモティブシンドローム（運動器症候群）の発症・重症化予防④ 認知症の発症・重症化予防⑤ 休養・こころの健康づくりの推進</div> |
| 8 分野別施策及び目標の設定 | 国の基本方針等を踏まえ、「生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底」などの5つの基本的な方向とそれに対応した施策及び目標を設定する。 |
| 9 目標項目・目標値の設定 | 50の目標項目について、104の目標値を設定する（再掲を除く）。 |

⑥ 鹿児島県がん対策推進計画

「鹿児島県がん対策推進計画」は、「すべての県民が、がんを正しく理解し、がんと向き合い、がんに負うことのない社会の実現を目指す」ため、本県のがん対策の更なる充実はもとより、がん対策の基本的事項を定めて、がん対策を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定されたものである。

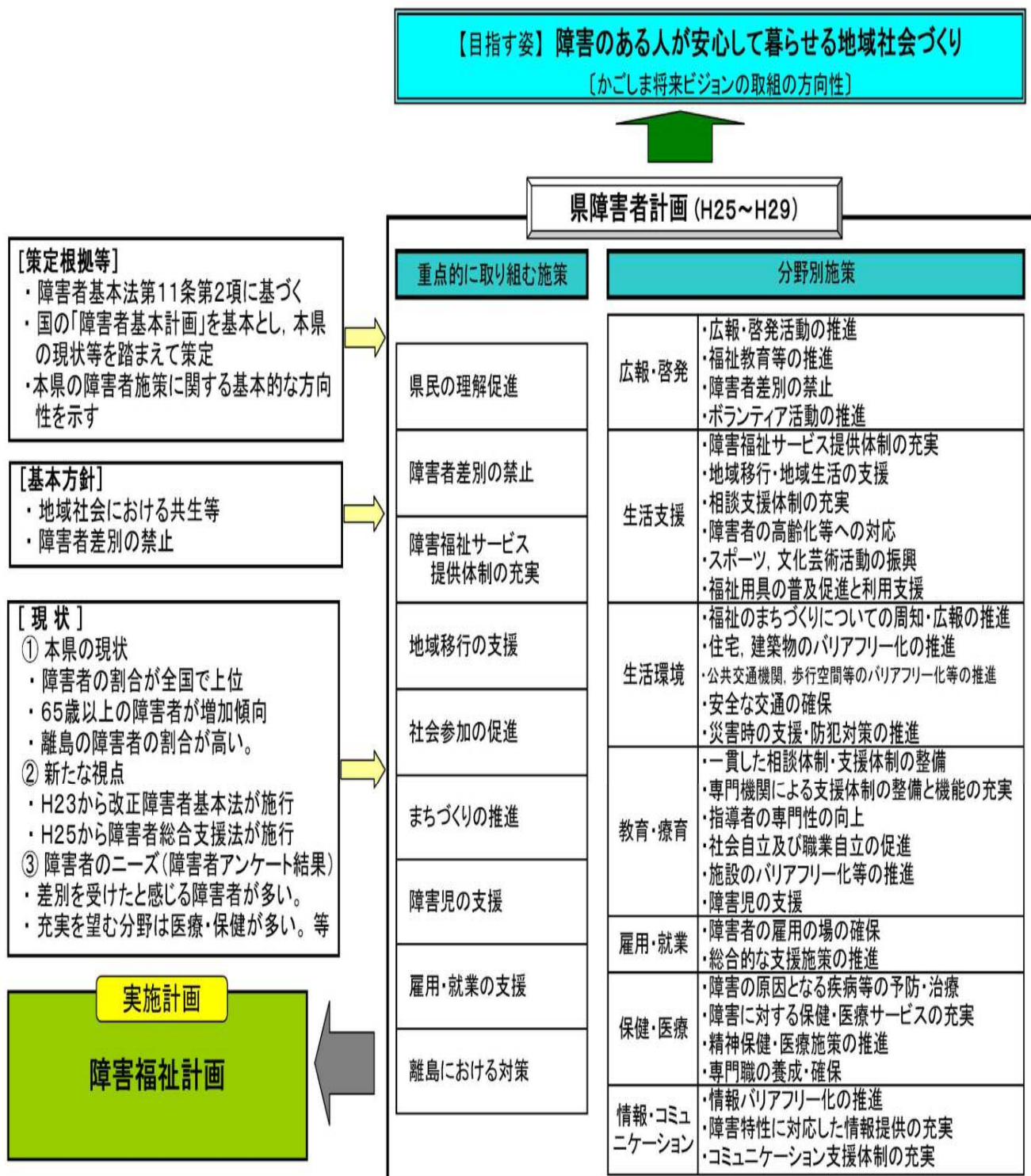


計画の期間

平成25年度から平成29年度までの5年間とする。

なお、基本法において、「都道府県は、当該都道府県におけるがん医療に関する状況の変化を勘案し、及び当該都道府県におけるがん対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも5年ごとに、都道府県がん対策推進計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更するよう努めなければならない。」とされている。

⑦ 鹿児島県障害者計画



⑧ 鹿児島県動物愛護管理推進計画

鹿児島県動物愛護管理推進計画（概要）

平成24年改正の「動物の愛護及び管理に関する法律」で、動物愛護管理行政を長期的な観点から推進するため、国は「動物の愛護及び管理に関する基本方針（以下、基本指針）」を改定し、本県においても「動物愛護管理推進計画」について、指針に即するよう必要な見直しを行いました。

計画の目標

「人と動物の共生する地域社会の実現」

計画の期間

平成26年度～35年度（平成30年度を目途に見直し）

H35年度
数値目標

・犬・猫の殺処分頭数 2,000頭 　・犬・猫の譲渡率 20.0%
・動物愛護教室等延べ参加者数 毎年度 1,000人

基本的な方針

動物愛護思想の普及の推進

- 地域等における啓発
 - ・ふれあい活動の実施
 - ・動物愛護イベントの開催
- 動物愛護行事
 - ・動物愛護教室の開催
 - ・動物とのふれあい
 - ・「動物愛護週間」の普及

適正飼養等の推進

- 適正飼養の啓発
 - ・終生飼養の推進
 - ・みだりな繁殖の防止
 - ・しつけ方教室の開催
- 動物取扱業の適正化
 - ・取扱責任者研修の実施
 - ・顧客への説明等、法令の遵守
- 譲渡・返還の促進
 - ・インターネットの活用

県民と動物の安全の確保

- 災害時の対応
 - ・動物救護活動に関する連携体制の整備
- 動物由来感染症対策
 - ・情報収集と普及啓発

関係者間の協働関係の構築

- 市町村、獣医師会、動物愛護団体等、関係者間の協働関係の構築
- 動物愛護推進員の委嘱・活動の推進

⑨ 鹿児島県周産期医療体制整備計画

1 根拠法令等

周産期医療体制整備指針

2 計画期間

平成27年度から平成31年度まで

3 基本理念（計画策定の目的）

- ・ 総合的な周産期医療体制を整備し、女性が安心して安全に子どもを産み育てられる環境づくりを推進する。

4 計画の内容

章	主な記載事項
(1) 計画の策定	<ul style="list-style-type: none">・ 計画策定の趣旨・ 計画の位置付け・ 計画の期間
(2) 本県の周産期医療を取り巻く現状と課題	<ul style="list-style-type: none">・ 人口動態・ 周産期医療資源・ 周産期搬送体制・ N I C U等への長期入院児・ 産科医療機関として今後継続していくための課題・ 妊婦に対する支援体制
(3) 今後の取組の方向性	<ul style="list-style-type: none">・ 周産期母子医療センター等の医療機能の確保と連携の充実・ 周産期搬送体制の充実・ 周産期医療関連施設の人材の確保と育成・ N I C U等への長期入院児に対する支援・ 安心して出産できる環境づくり
(4) 計画の進捗管理及び評価	<ul style="list-style-type: none">・ 人口動態に基づく評価・ 具体的な施策（取り組み）の評価・ 最終評価と次期計画の策定

⑩ 鹿児島県歯科口腔保健計画

歯科口腔保健の推進体系

全体目標：口腔の健康の保持・増進に関する健康格差の縮小

歯科疾患の予防・口腔機能の維持向上

定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健の推進

離島・へき地地域の歯科医療・歯科保健の推進

医科歯科連携・多職種連携の推進

【主要な課題】

乳幼児期におけるむし歯予防

成人期における歯周病予防

高齢期における口腔機能の保持

ライフステージ

課題等

検(健)診・指導の機会等
歯科口腔保健の取組例

全身の健康等
との関係

各団体の活動

高齢期

- ・歯科疾患による歯の喪失の防止
- ・口腔機能の向上

歯周疾患検診・
介護予防事業

栄養状態の改善・
誤嚥性肺炎の予防・
コミュニケーション能力の維持

成人期

- ・歯周疾患の予防
- ・未処置歯を有する者の低減

要介護高齢者への
訪問歯科診療・指導

糖尿病・肥満・
心疾患・脳梗塞の予防

学齢期

- ・DMF歯数、歯肉炎の改善
- ・口腔機能及び顎顔面の育成

学校における
歯科保健指導・
歯科検診・
フッ化物洗口

肥満防止・咀嚼能力の発達

乳幼児期

- ・むし歯有病者率等の改善
- ・口腔機能の育成

在宅療養児への
訪問歯科保健指導

味覚・咀嚼能力の発達

妊娠期

- ・妊娠期の口腔衛生の改善
- ・生まれてくる児のむし歯を予防する意識の向上

妊娠婦への
歯科検診・
歯科保健指導

早産・低体重児出産の減少

かかりつけ歯科医による定期検診
8020運動推進員による啓発活動
各団体による情報提供・普及啓発

歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備

歯科医療関係者

事業所

医療保険者

教育関係者

市町村

連携・協力

医療関係者

障害福祉関係者

介護保険関係者

保健関係者

県

○歯科口腔保健推進協議会

○地域・職域・学域連携推進委員会

⑪ 鹿児島県家庭的養護推進計画

1 根拠法令等

児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について
(平成24年11月30日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)

2 計画期間

平成27年度から平成41年度まで

3 計画策定の目的

- 社会的養護は「施設養護」が9割、「家庭養護」が1割の現状を改め、里親等の「家庭養護」を原則とし、児童養護施設等の「施設養護」もできるだけ家庭的な養育環境の形態へ変換していく。

4 計画の内容

章	主な記載事項
(1) 計画の策定について	<ul style="list-style-type: none">計画策定の趣旨計画の期間
(2) 社会的養護の課題と現状	<ul style="list-style-type: none">社会的養護の現状社会的養護を必要とする児童数の推移社会的養護を必要とする児童の受入体制社会的養護の課題
(3) 計画の目指すべき目標	<ul style="list-style-type: none">社会的養護を必要とする児童数の推計施設養護と家庭養護の受入体制の推計
(4) 計画推進のための主な施策	<ul style="list-style-type: none">家庭養護の推進家庭的養護の推進専門的ケアの充実と人材の確保・育成自立支援の充実家族支援と地域支援の充実施設等における子どもの権利擁護の推進

⑫ 鹿児島県子どもの貧困対策計画

1 根拠法令等

子どもの貧困対策の推進に関する法律

2 計画期間

平成27年度から平成31年度まで

3 計画策定の目的

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る。

4 計画の内容

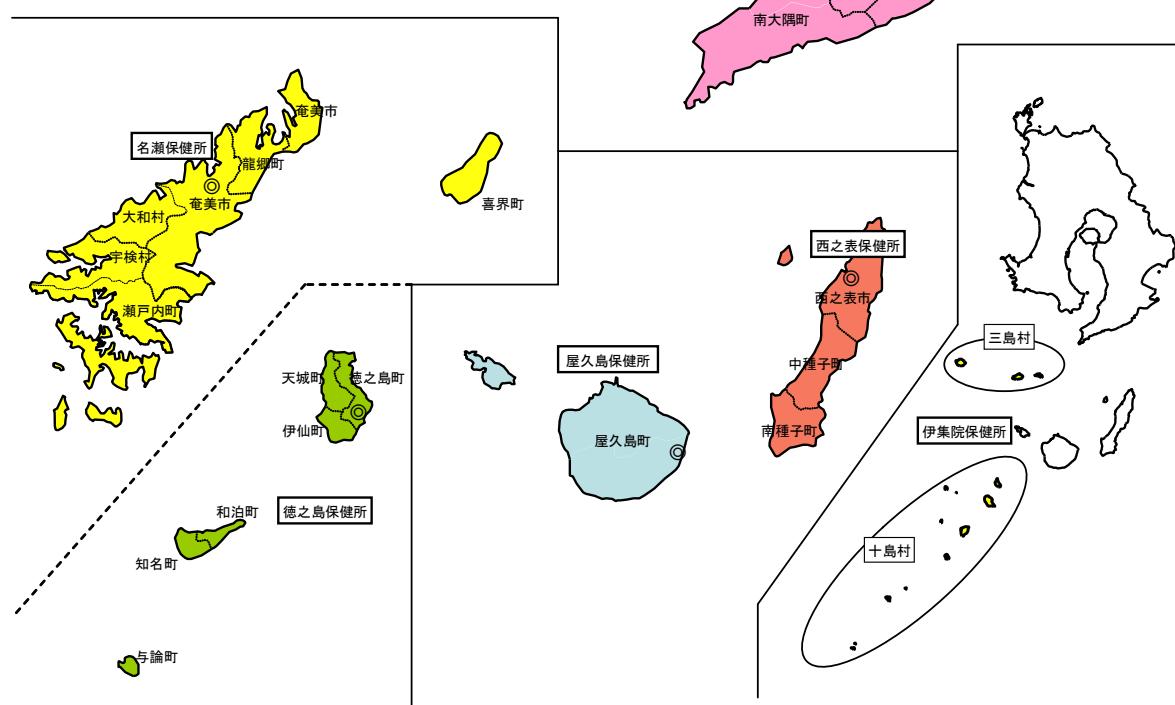
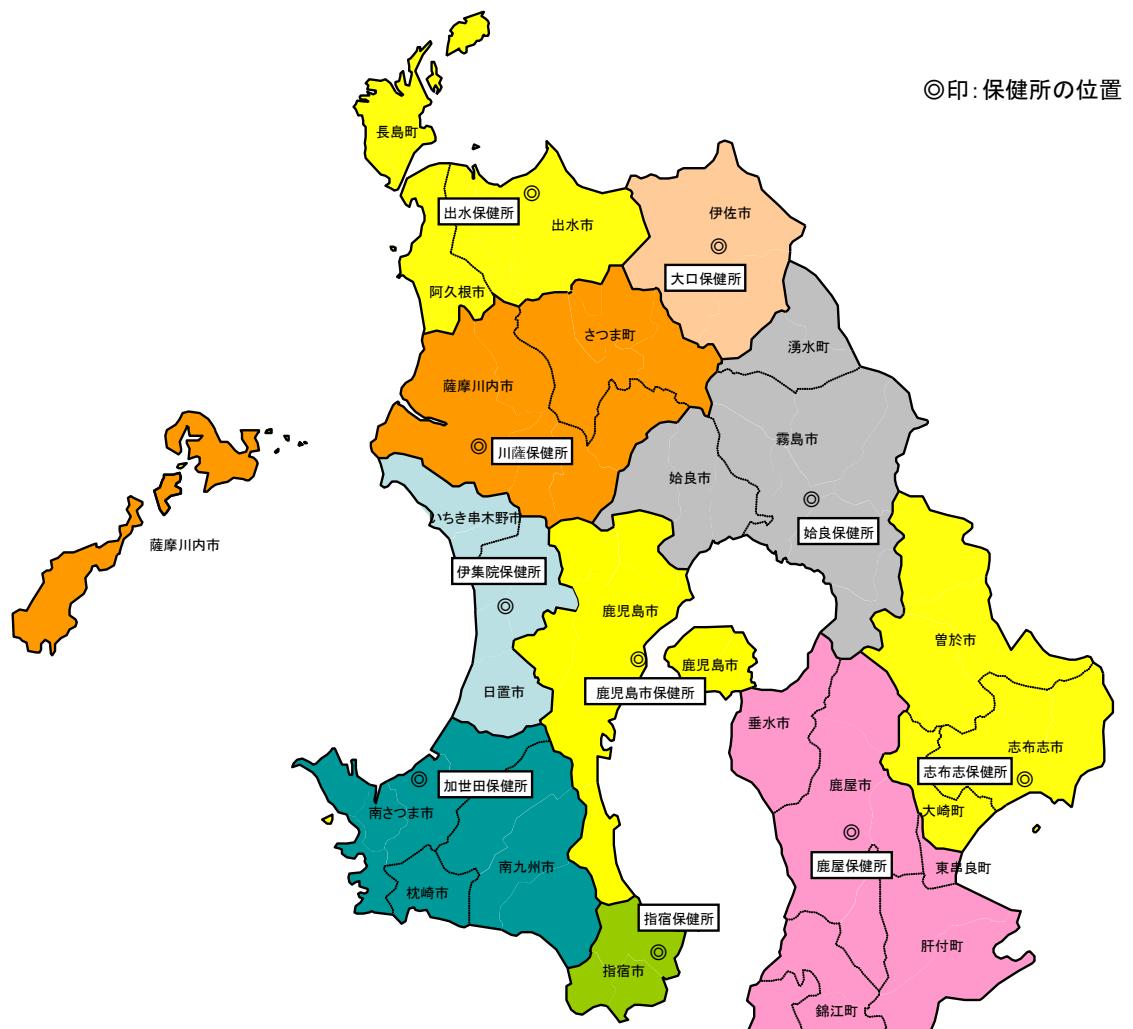
章	主な記載事項
(1) 計画の策定について	<ul style="list-style-type: none">・計画策定の趣旨・計画の位置付け・計画の期間
(2) 施策展開の方向	<ul style="list-style-type: none">・子どもの貧困対策の推進 教育支援の充実 生活支援の充実 保護者に対する就労支援の充実 経済的支援の充実
(3) 数値目標	<ul style="list-style-type: none">・ひとり親家庭自立支援給付金の支給者数・母子・父子自立支援員の配置市町村数

2 保健所所管区域一覧

平成28年4月1日現在

保健所名	電話番号	所在地	所管区域
鹿児島市保健所	099(258)2321	〒890-8543 鹿児島市鴨池2-25-1-11	鹿児島市
指宿保健所	0993(23)3854	〒891-0403 指宿市十二町301	指宿市
加世田保健所	0993(53)2315	〒897-0001 南さつま市加世田村原2-1-1	枕崎市, 南さつま市, 南九州市
伊集院保健所	099(273)2332	〒899-2501 日置市伊集院町下谷口1960-1	日置市, いちき串木野市, 三島村, 十島村
川薩保健所	0996(23)3165	〒895-0041 薩摩川内市隈之城町228-1	薩摩川内市, さつま町
出水保健所	0996(62)1636	〒899-0202 出水市昭和町18-18	阿久根市, 出水市, 長島町
大口保健所	0995(23)5103	〒895-2511 伊佐市大口里53-1	伊佐市
姶良保健所	0995(44)7951	〒899-5112 霧島市隼人町松永3320-16	霧島市, 姶良市, 湧水町
志布志保健所	099(472)1021	〒899-7103 志布志市志布志町志布志2-1-11	曾於市, 志布志市, 大崎町
鹿屋保健所	0994(52)2103	〒893-0011 鹿屋市打馬2-16-6	鹿屋市, 垂水市, 東串良町, 錦江町, 南大隅町, 肝付町
西之表保健所	0997(22)0777	〒891-3192 西之表市西之表7590	西之表市, 中種子町, 南種子町
屋久島保健所	0997(46)2024	〒891-4311 熊毛郡屋久島町安房650	屋久島町
名瀬保健所	0997(52)5411	〒894-8501 奄美市名瀬永田町17-3	奄美市, 大和村, 宇検村, 瀬戸内町, 龍郷町, 喜界町
徳之島保健所	0997(82)0149	〒891-7101 大島郡徳之島町亀津4943-2	徳之島町, 天城町, 伊仙町, 和泊町, 知名町, 与論町

保健所所管区域図（平成28年4月1日現在）

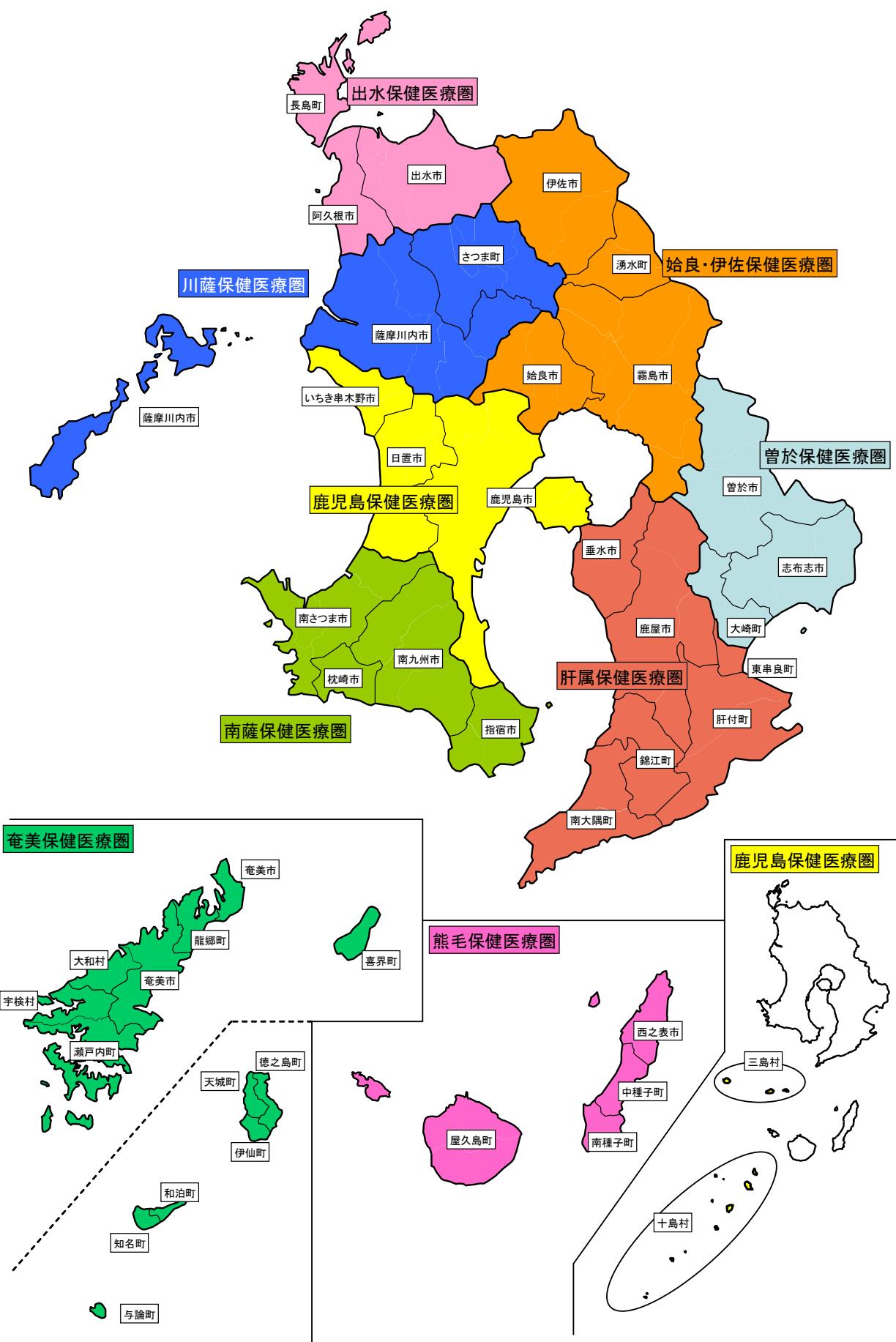


3 二次保健医療圏一覧

平成28年4月1日現在

圏名	市町村数	構成市町村
鹿児島保健医療圏	5 (3市2村)	鹿児島市, 日置市, いちき串木野市, 三島村, 十島村
南薩保健医療圏	4 (4市)	枕崎市, 指宿市, 南さつま市, 南九州市
川薩保健医療圏	2 (1市1町)	薩摩川内市, さつま町
出水保健医療圏	3 (2市1町)	出水市, 阿久根市, 長島町
姶良・伊佐保健医療圏	4 (3市1町)	霧島市, 伊佐市, 姶良市, 湧水町
曾於保健医療圏	3 (2市1町)	曾於市, 志布志市, 大崎町
肝属保健医療圏	6 (2市4町)	鹿屋市, 垂水市, 東串良町, 錦江町, 南大隅町, 肝付町
熊毛保健医療圏	4 (1市3町)	西之表市, 中種子町, 南種子町, 屋久島町
奄美保健医療圏	12 (1市9町2村)	奄美市, 大和村, 宇検村, 瀬戸内町, 龍郷町, 喜界町, 徳之島町, 天城町, 伊仙町, 和泊町, 知名町, 与論町
合計 (9圏域)	43 (19市20町4村)	※市町村数については、実数

二次保健医療圏図（平成28年4月1日現在）



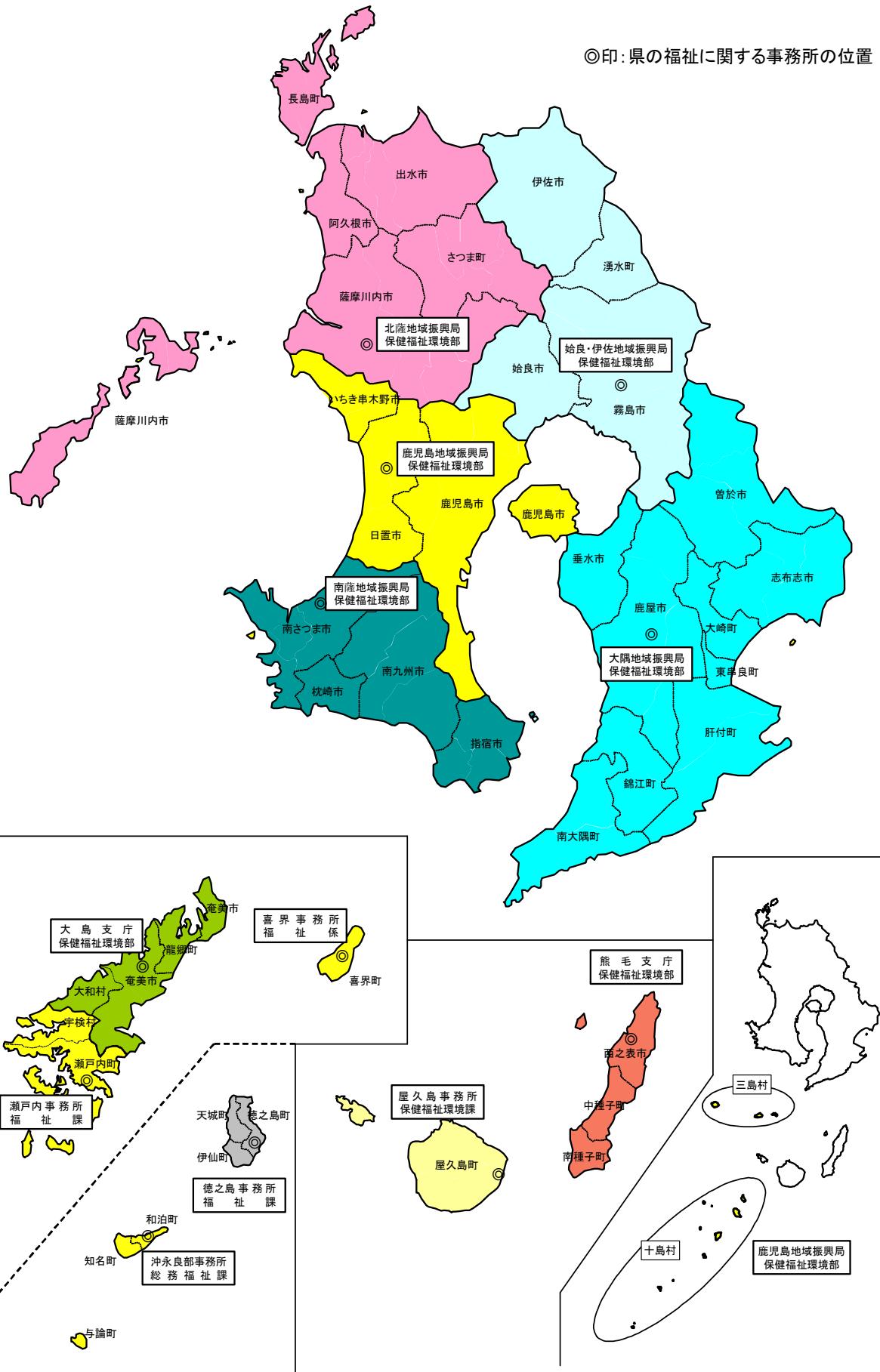
4 県の福祉に関する事務所所管区域一覧

平成28年4月1日現在

名 称	電話番号	所 在 地	所 管 区 域
鹿児島地域振興局 保健福祉環境部 地域保健福祉課	099(272)6301	〒899-2501 日置市伊集院町下谷口1960-1	鹿児島市、日置市、いちき串木野市 三島村、十島村
南薩地域振興局 保健福祉環境部 地域保健福祉課	0993(53)8001	〒897-0001 南さつま市加世田村原2-1-1	枕崎市、指宿市、南さつま市、 南九州市
北薩地域振興局 保健福祉環境部 地域保健福祉課	0996(23)3166	〒895-0041 薩摩川内市隈之城町228-1	阿久根市、出水市、薩摩川内市、 さつま町、長島町
姶良・伊佐地域振興局 保健福祉環境部 地域保健福祉課	0995(44)7964	〒899-5112 霧島市隼人町松永3320-16	伊佐市、霧島市、姶良市、湧水町
大隅地域振興局 保健福祉環境部 地域保健福祉課	0994(52)2124	〒893-0011 鹿屋市打馬2-16-6	鹿屋市、垂水市、曾於市、志布志市 大崎町、東串良町、錦江町、 南大隅町、肝付町
熊毛支庁 保健福祉環境部 地域保健福祉課	0997(22)1138	〒891-3192 西之表市西之表7590	西之表市、中種子町、南種子町
屋久島事務所 保健福祉環境課	0997(46)2024	〒891-4311 熊毛郡屋久島町安房650	屋久島町
大島支庁 保健福祉環境部 地域保健福祉課	0997(57)7243	〒894-8501 奄美市名瀬永田町17-3	奄美市、大和村、龍郷町
瀬戸内事務所 福祉課	0997(72)0186	〒894-1506 大島郡瀬戸内町古仁屋船津36	宇検村、瀬戸内町
喜界事務所 福祉係	0997(65)0114	〒891-6201 大島郡喜界町赤連2901-14	喜界町
徳之島事務所 福祉課	0997(82)0233	〒891-7101 大島郡徳之島町亀津7216	徳之島町、天城町、伊仙町
沖永良部事務所 総務福祉課	0997(92)0121	〒891-9111 大島郡和泊町手々知名134-1	和泊町、知名町、与論町

※生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法に関する事務については、市と長島町及び屋久島町を除く。

県の福祉に関する事務所所管区域図（平成28年4月1日現在）



5 保健福祉部の主な相談窓口

平成28年4月1日現在

機 関 名	機 関 の 概 要	主 な 相 談 内 容 等	相 談 日	相 談 時 間	問い合わせ先
各地域振興局・支庁の保健福祉環境部 (各保健所) 以下は一部を所管 ・屋久島事務所保健福祉環境課(屋久島保健所) ・瀬戸内事務所福祉課 ・喜界事務所福祉係 ・徳之島事務所保健衛生環境課(徳之島保健所) ・徳之島事務所福祉課 ・沖永良部事務所総務福祉課	地域住民の健康の保持及び増進を図るため、生活習慣病や難病対策等の専門的・技術的拠点として様々な保健サービスを実施する。 (健康企画課等)	①結核、感染症の予防・まん延防止に関すること ②がん、糖尿病等生活習慣病に関すること ③心の健康に関すること ④エイズ、肝炎に関すること ⑤アレルギー疾患や複数疾病などについての専門的栄養指導に関すること(支所を除く) ⑥難病に関すること ⑦原爆被爆者の援護に関すること ⑧心身障害児等の療育に関すること ⑨歯科保健に関すること ⑩未熟児の養育に関すること ⑪妊娠・不妊に関すること ⑫出産や育児に関すること ⑬認知症、介護予防に関すること	月曜日～金曜日 (土・日・祝日と年末年始は休み)	8:30-17:00	保健所の連絡先は355ページに記載 県の福祉に関する業務の連絡先は359ページに記載
	住民が快適で安心できる生活環境を確保するため、食品衛生や医事・薬事等における監視指導及び検査等の業務を行う。 (衛生・環境課等)	①食品衛生及び水道の水質等に関すること ②食中毒の防止に関すること ③旅館・食堂・乳肉等の営業に関すること ④温泉の掘削に関すること ⑤徘徊犬の捕獲、飼犬などの飼養に関すること ⑥狂犬病予防に関すること ⑦動物愛護に関すること ⑧水質汚濁、大気汚染、騒音、振動、悪臭などに関すること(支所を除く) ⑨産業廃棄物などに関すること(支所を除く) ⑩医薬品・毒物劇物等の販売業許可・登録及び監視指導に関すること ⑪薬物乱用防止及び献血・骨髄バンクドナー登録推進に関すること			
	生活保護の実施、児童の健全育成、母子家庭及び寡婦への援護等の相談援助や社会福祉施設等の指導監査業務を行う。 (地域保健福祉課等)	①生活保護の実施に関すること ②母子家庭や父子家庭及び寡婦の相談や指導に関すること ③婦人の保護や更生に関すること ④介護保険サービス等に関すること ⑤精神保健福祉に関すること ⑥病院や診療所等の監視指導に関すること(本所のみ) ⑦社会福祉法人・施設等の指導監査に関すること ⑧配偶者等からの暴力被害に関すること			

※ 支所とは、指宿保健所、出水保健所、大口保健所、志布志保健所をいう。

機 関 名	機 関 の 概 要	主 な 相 談 内 容	相 談 日	相 談 時 間	問い合わせ先
鹿児島県医療安全支援センター（県庁保健医療福祉課）	患者・家族等と医療機関等との信頼関係構築の支援や患者サービスの向上を図るために、患者等の苦情・相談に対応するとともに、医療機関への情報提供等を行う。	①患者・家族等からの苦情、心配・相談等への対応 ②医療機関等からの相談への対応	月曜日～金曜日 〔土・日・祝日と 年末年始は休み〕	9:00-12:00 13:00-17:00	(099) 286-2000
地域医療安全支援センター（県内各保健所）	同 上	同 上	同 上	同 上	県内各保健所
認知症疾患医療センター	認知症の早期診断・早期治療のための鑑別診断、もとの忘れ・徘徊などの行動・心理症状や急性期治療、認知症専門医療に関する相談に応じるとともに、研修等を開催し認知症に関する理解を深め、地域における認知症疾患の保健医療水準の向上を図る。	①初診前医療相談 ②情報収集・提供 ③地域包括支援センターとの連絡調整	月曜日～金曜日	9:00～17:00	谷山病院 099-269-4119 パールランド病院 099-238-0168 ウエルフェア九州病院 0993-72-4747 宮之城病院 0996-53-1005 荘記念病院 0996-82-2955 松下病院 0995-42-8558 栗野病院 0995-74-1140 奄美病院 0997-52-0034
老人性認知症センター	老人性認知症疾患患者等の保健・医療・福祉サービスの向上を図るため、専門医療相談、鑑別診断、治療方針の選定等を行う。	①初診前医療相談 ②情報収集・提供 ③広報活動	月曜日～金曜日	9:00～17:00	三州脇田丘病院 099-264-0667 指宿竹元病院 0993-23-4578 児玉病院 0993-56-0523 宮之城病院 0996-53-1005 大口病院 0995-22-0712 松下病院 0995-42-8558 栗野病院 0995-74-1140
認知症電話相談	家族等からの認知症に関する相談に応じることで、家族の認知症ケアの技術や精神面からの支援を行う。	①認知症に関すること ②認知症介護に関すること ③認知症専門相談先について	月～金曜日	10:00～16:00	認知症の人と家族の会 鹿児島県支部 鹿児島市鴨池新町1-7 099-257-3887

機 関 名	機 関 の 概 要	主 な 相 談 内 容	相 談 日	相 談 時 間	問い合わせ先
鹿児島県介護実習・普及センター	介護の実習等を通じて県民への介護知識・技術の普及を図るとともに、福祉用具やバリアフリーモデル住宅の展示・相談等により、適切な福祉用具や高齢者にやさしい住宅の普及を図る。	①介護に関する相談・助言 ②住宅改修・福祉用具に関する相談・助言	火曜日～日曜日 〔月曜日（祝日の場合は翌日）と年末年始は休み〕	9:00-17:00	(099) 221-6615
鹿児島県難病相談・支援センター	難病患者及びその家族のニーズに応じた総合的な相談・支援を行うことにより、安定した療養生活の確保と生活の質の向上を図る。	①選任相談員や医師による生活面や医療面での相談 ②特定疾患医療受給者証交付に関すること	①水曜日～月曜日 〔火・祝日と年末年始は休み〕 ②月曜日～金曜日 〔土・日・祝日と年末年始は休み〕	①9:00-16:00 ②8:30-17:15	①(099) 218-3133 ②(099) 218-3134
鹿児島シルバー110番	高齢者の権利擁護、高齢者やその家族が抱える福祉・保健・医療等に係る心配ごとや悩みごと等について、総合的な相談に応じるとともに、各種情報の提供を行う。	①生活・福祉相談（福祉相談員） ②健康・介護相談（保健師） ③医療相談（医師） ④年金相談（社会保険労務士） ⑤法律相談（弁護士） ⑥税金相談（税理士） ⑦住宅増改築相談（建築士） ⑧福祉機器相談（福祉機器相談員） → ②～⑦は、専門相談日を定めている。	月曜日～金曜日 〔土・日・祝日と年末年始は休み 福祉機器相談のみ第2・4土日有り〕	9:00-17:00	①～⑦ 099-250-0110 0120-165270 ⑧099-253-1294
県身体障害者更生相談所	身体障害児(者)の福祉の増進を図るため、相談及び判定等を行う。	①身体障害者手帳の交付に関すること ②補装具の給付、更生医療の給付のための判定に関すること ③身体障害者更生援護施設の利用に関すること	月曜日～金曜日 土・日・祝日と年末年始は休み	8:30-17:00	(099) 229-2324
障害者110番	障害者及びその家族の日常生活における不安や悩みに対応するため、常設の相談窓口を開設し、相談等の対応を行う。	①生命・身体に対する侵害 ②家族や知人との人間関係 ③周囲の侵害に対する無理解 ④財産・相続に関すること 等	①月曜日～金曜日 ②第1・第3日曜日 〔日曜日開設の翌日・土・日・祝日と年末年始は休み〕	①9:00-17:00 ②10:00-16:00	電話:099-228-6000 (FAX兼用)
鹿児島県障害者権利擁護センター	障害者虐待の防止に、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援、障害者虐待に関する情報収集・関係機関との調整を行う。	①養護者による障害者虐待に関する相談 ②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する相談 ③使用者による障害者虐待に関する相談	月曜日～金曜日 〔土・日・祝日と年末年始は休み〕 *電話相談は年中無休	面接 8:30-17:15 *電話相談は24時間対応	電話:099-286-5110 FAX:099-286-5558

機 関 名	機 関 の 概 要	主 な 相 談 内 容	相 談 日	相 談 時 間	問い合わせ先
①県鹿児島知的障害者更生相談所 ②県大島知的障害者更生相談所	18歳以上の知的障害者の福祉の増進を図るため相談及び判定等を行う。	①療育手帳の交付に関すること ②障害者支援施設の利用に関すること	月曜日～金曜日 土・日・祝日と年末年始は休み	8:30-17:00	① (099) 264-3003 ② (0997) 53-6070
県精神保健福祉センター 〔・自殺予防情報センター ・高次脳機能障害者支援センター〕	県民の精神保健の保持増進、精神障害者の福祉の向上、適切な精神医療の推進のため、精神保健福祉に関する相談及び診療等を行う。	①精神科疾患、アルコール等依存症問題、心の健康に関すること ②思春期精神保健に関すること ③薬物関連問題に関すること ④精神障害者通院医療、精神障害者保健福祉手帳の交付に関すること ⑤自殺、自死遺族等に関すること ⑥高次脳機能障害に関すること	①月(再)・木(新) ②水曜日 ③毎月第3木曜日 ④電話相談 月曜日～金曜日 土・日・祝日と年末年始は休み ⑤月・木 (祝日は除く) ⑥火・木・金曜日	①月 9:00-11:00 木 (予約制) ②(予約制) ③ 14:00-16:00 ④ 8:30-17:00 ⑤, ⑥ 9:00-12:00	①～④ (099) 218-4755 ⑤ (099) 228-9558 ⑥ (099) 228-9568
ひきこもり地域支援センター (子ども・若者総合相談センター内)	ひきこもり支援コーディネーターが電話・来所等による相談に応じ、助言指導を行うとともに、対象者の状況に応じて、医療・教育・労働・福祉などの関係機関につなぐ。	①生活支援・就職支援を中心とした相談 ②幅広い情報提供	火曜日～日曜日 (土・日・祝も相談に応じています。) 毎週月曜日、年末年始(12/28～1/4)は休み	10:00-17:00	(099) 257-8230
①県中央児童相談所 ②県大隅児童相談所 ③県大島児童相談所	18歳未満の子どもの健やかな成長を図るため、様々な相談等に応じる。	①養護相談(虐待されているなど環境的问题を有する子どもに関する相談) ②心身障害相談(心身の発達に心配のある子どもに関する相談) ③保健相談(未熟児、虚弱児及び特定疾患有を有する子どもに関する相談など) ④不登校相談(登校できない、登校を渋るなどの子どもに関する相談) ⑤非行相談(反社会的行動や好ましくない習癖を持つ子どもの相談) ⑥育成相談(落ち着きがない、家庭内暴力があるなど、しつけや性格、行動に関する相談)	月曜日～金曜日 (要予約) (土・日・祝日と年末年始は休み)	8:30-17:15	① (099) 264-3003 ② (0994) 43-7011 ③ (0997) 53-6070

※虐待通告は365日24時間対応
☎ 189(いちはやく) 児童相談所全国共通ダイヤル

機 関 名	機 関 の 概 要	主 な 相 談 内 容	相 談 日	相 談 時 間	問い合わせ先
子ども・家庭110番 (中央児童相談所内)	子育てに関する不安や不登校・いじめなど、児童のあらゆる問題について、専門の電話相談員が相談に応じる。	①子どものしつけのこと ②心や身体の発達のこと ③いじめや不登校のこと	月曜日～金曜日 〔土・日・祝日と年末年始は休み〕	9:00-22:00	(099)275-4152
家庭児童相談室	家庭児童相談室は地域振興局及び支庁の地域保健福祉課並びに離島事務所内に設けられており、家庭での育児養育の方法や、児童と家庭との人間関係に関することなど、専門的技術を必要とする相談に応じる。	①子育てや子どものしつけに関すること ②学校生活に関すること ③家族関係に関すること	月曜日～金曜日 〔土・日・祝日と年末年始は休み〕	8:30-16:00	・各地域振興局(鹿児島南薩は除く)の地域保健福祉課 ・熊毛・大島支庁の地域保健福祉課 ・瀬戸内、喜界、徳之島、沖永良部事務所
女性相談センター	要保護女子及び配偶者等からの暴力被害女性の相談並びに一般生活上の相談に応じる。	①性行又は環境に照らして売春を行うおそれのある女子の保護更生に関すること ②配偶者等からの暴力被害に関すること ③日常生活を営む上で何らかの問題を有する女性に関すること	月曜日～金曜日 日曜日は電話相談のみ 〔土・日・祝日と年末年始は休み〕	来所 月～金曜日 8:30-17:00 電話 月～金曜日 8:30-17:00 (木曜日20:00まで) 日曜日 9:00-15:00	(099)222-1467
県こども総合療育センター	児童の心身の障害に関する相談や療育に関する指導を行う。	①心身の発達が気になる児童に関する相談 ②療育に関する相談	月曜日～金曜日 (要予約) 〔土・日・祝日と年末年始は休み〕	8:30-17:00	(099)265-0005 (代表) (099)265-2400 (相談・予約専用)
県発達障害者支援センター (こども総合療育センター内)	発達障害児(者)やその家族からの相談に応じ、専門的な指導及び助言を行い、就学前の発達支援から就労支援までライフステージに応じた支援を行う。	①日常生活に関する相談支援に関すること ②発達支援に関すること ③就労支援に関すること	月曜日～金曜日 〔土・日・祝日と年末年始は休み〕	8:30-17:00	(099)264-3720
県動物愛護センター	人と動物の共生する地域社会の実現のため、動物の愛護及び適正飼養の普及・啓発を行う。	①犬・猫の飼養やしつけに関すること ②犬・猫の譲渡に関すること ③動物愛護に関すること	水曜日～月曜日 〔火・祝日と年末年始は休み〕	9:00-17:00	(0995)44-6301

6 市町村の保健福祉担当窓口

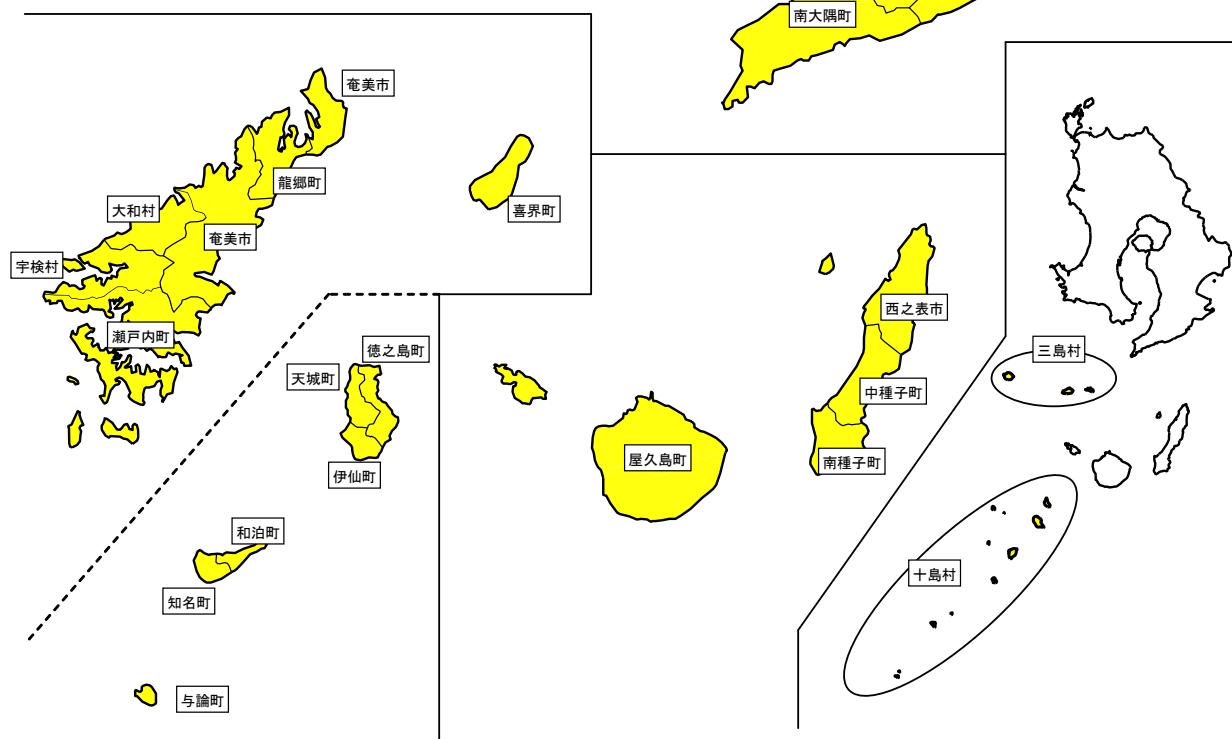
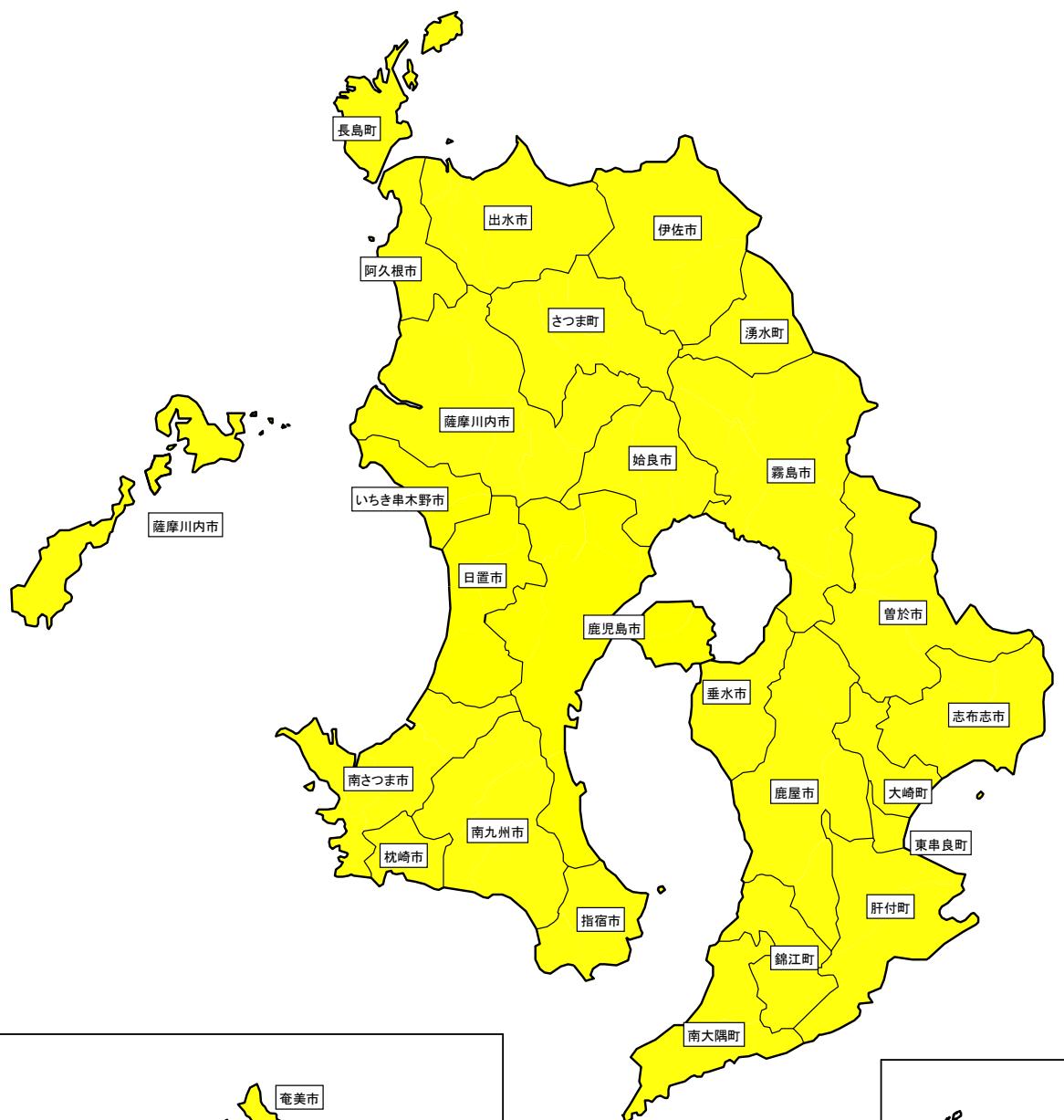
平成28年4月1日現在

市町村名	保健主務課 福祉主務課	郵便番号	住 所	電話番号
鹿児島市	保健総務課	890-8543	鹿児島市鴨池2-25-1-11	099-258-2326
	健康総務課	892-8677	鹿児島市山下町11-1	099-216-1239
鹿屋市	健康増進課（保健相談センター）	893-0007	鹿屋市北田町11-6	0994-41-2110
	福祉政策課・高齢福祉課	893-8501	鹿屋市共栄町20-1	0994-43-2111
枕崎市	健康課（健康センター）	898-0034	枕崎市日之出町231	0993-72-7176
	福祉課	898-8501	枕崎市千代田町27	0993-72-1111
阿久根市	健康増進課	899-1696	阿久根市鶴見町200	0996-73-1228
	生きがい対策課			0996-73-1240
出水市	健康増進課	899-0201	出水市緑町50番1号	0996-63-2143
	福祉課・いきいき長寿課	899-0292	出水市緑町1-3	0996-63-2111
伊佐市	健康長寿課	895-2511	伊佐市大口里1888	0995-23-1311
	福祉課・こども課			
指宿市	健康増進課	891-0497	指宿市十町2424	0993-22-2111
	長寿介護課・地域福祉課			
西之表市	健康保険課	891-3193	西之表市西之表7612	0997-22-1111
	市福祉事務所			
垂水市	保健課	891-2192	垂水市上町114	0994-32-1111
	福祉課			
薩摩川内市	市民健康課	895-0055	薩摩川内市西開闢町6-10	0996-22-8811
	障害・社会福祉課	895-8650	薩摩川内市神田町3-22	0996-23-5111
日置市	健康保険課	899-2592	日置市伊集院町郡1-100	099-248-9421
	福祉課			099-248-9416
曾於市	保健課	899-8692	曾於市末吉町二之方1980	0986-76-8806
	市福祉事務所（福祉課）	899-4192	曾於市財部町南俣11275	0986-72-0936
霧島市	健康増進課	899-4394	霧島市国分中央3-45-1	0995-45-5111
	保健福祉政策課			
いちき串木野市	健康増進課	896-8601	いちき串木野市昭和通133-1	0996-32-3111
	福祉課			
南さつま市	保健課	897-8501	南さつま市加世田川畠2648	0993-53-2111
	福祉課			
志布志市	保健課	899-7492	志布志市有明町野井倉1756	099-474-1111
	福祉課			
奄美市	健康増進課	894-8555	奄美市名瀬幸町25-8	0997-52-1111
	福祉政策課・高齢者福祉課			
南九州市	健康増進課	897-0215	南九州市川辺町平山3234	0993-56-1111
	福祉課・長寿介護課			
姶良市	健康増進課	899-5492	姶良市宮島町25	0995-66-3111
	社会福祉課			
三島村	民生課	892-0821	鹿児島市名山町12-18	099-222-3141
十島村	住民課	892-0822	鹿児島市泉町14-15	099-222-2101
さつま町	健康増進課 福祉課	895-1803	薩摩郡さつま町宮之城屋地1565-2	0996-53-1111
長島町	保健衛生課 町民福祉課	899-1498	出水郡長島町鷹巣1875-1	0996-86-1111

市町村名	保健主務課 福祉主務課	郵便番号	住 所	電話番号
湧水町	保健衛生課 福 祉 課	899-6292	姶良郡湧水町木場222	0995-74-3111
大崎町	保健福祉課	899-7305	曾於郡大崎町假宿1029	099-476-1111
東串良町	福 祉 課	893-1693	肝属郡東串良町川西1543	0994-63-3131
錦江町	保健福祉課	893-2392	肝属郡錦江町城元963	0994-22-3044
南大隅町	町民保健課 介護福祉課	893-2501	肝属郡南大隅町根占川北226	0994-24-3125 0994-24-3126
肝付町	健康増進課	893-1207	肝属郡肝付町新富98	0994-65-8412
中種子町	町民保健課(保健センター) 福祉環境課	891-3604 891-3692	熊毛郡中種子町野間6662 熊毛郡中種子町野間5186	0997-27-1133 0997-27-1111
南種子町	保健福祉課	891-3792	熊毛郡南種子町中之上2793-1	0997-26-1111
屋久島町	健康増進課 屋久島町福祉事務所	891-4404 891-4311	熊毛郡屋久島町尾之間157 熊毛郡屋久島町安房187-1	0997-43-5900 0997-46-2235
大和村	保健福祉課	894-3192	大島郡大和村大和浜100	0997-57-2218
宇検村	保健福祉課	894-3301	大島郡宇検村湯湾915	0997-67-2211
瀬戸内町	保健福祉課	894-1592	大島郡瀬戸内町古仁屋船津23	0997-72-1111
龍郷町	保健福祉課	894-0192	大島郡龍郷町浦110	0997-62-3111
喜界町	保健福祉課	891-6292	大島郡喜界町大字湾1746番地	0997-65-3685
徳之島町	健康増進課	891-7192	大島郡徳之島町亀津7203	0997-82-1111
天城町	保健福祉課	891-7692	大島郡天城町平土野2691-1	0997-85-3111
伊仙町	保健福祉課	891-8293	大島郡伊仙町伊仙1842	0997-86-3111
和泊町	保健福祉課	891-9192	大島郡和泊町和泊10	0997-84-3526
知名町	保健福祉課	891-9295	大島郡知名町知名307	0997-84-3153
与論町	町民福祉課	891-9301	大島郡与論町茶花32-1	0997-97-3111

(参考) 鹿児島県内の市町村合併の状況

合併日	新市長村名	旧 市 町 村 名	合併後の市町村数
H16. 10. 12	薩摩川内市	川内市, 桶脇町, 入来町, 東郷町, 祁答院町, 里村, 上甑村, 下甑村, 鹿島村	88市町村(14市69町5村)
H16. 11. 1	鹿児島市	鹿児島市, 吉田町, 桜島町, 喜入町, 松元町, 郡山町	83市町村(14市64町5村)
H17. 3. 22	さつま町	宮之城町, 鶴田町, 薩摩町	79市町村(14市60町5村)
H17. 3. 22	錦江町	大根占町, 田代町	
H17. 3. 22	湧水町	栗野町, 吉松町	
H17. 3. 31	南大隅町	根占町, 佐多町	78市町村(14市59町5村)
H17. 5. 1	日置市	東市来町, 伊集院町, 日吉町, 吹上 町	75市町村(15市55町5村)
H17. 7. 1	曾於市	大隅町, 財部町, 末吉町	72市町村(16市51町5村)
H17. 7. 1	肝付町	内之浦町, 高山町	
H17. 10. 11	いちき串木野市	串木野市, 市来町	71市町村(16市50町5村)
H17. 11. 7	霧島市	国分市, 溝辺町, 横川町, 牧園町, 霧島町, 隼人町, 福山町	61市町村(16市40町5村)
H17. 11. 7	南さつま市	加世田市, 笠沙町, 大浦町, 坊津 町, 金峰町	
H18. 1. 1	鹿屋市	鹿屋市, 輝北町, 串良町, 吾平町	
H18. 1. 1	指宿市	指宿市, 山川町, 開聞町	54市町村(17市32町5村)
H18. 1. 1	志布志市	松山町, 志布志町, 有明町	
H18. 3. 13	出水市	出水市, 野田町, 高尾野町	
H18. 3. 20	奄美市	名瀬市, 住用村, 笠利町	49市町村(17市28町4村)
H18. 3. 20	長島町	東町, 長島町	
H19. 10. 1	屋久島町	上屋久町, 屋久町	48市町村(17市27町4村)
H19. 12. 1	南九州市	顕娃町, 知覧町, 川辺町	46市町村(18市24町4村)
H20. 11. 1	伊佐市	大口市, 菱刈町	45市町村(18市23町4村)
H22. 3. 23	姶良市	加治木町, 姶良町, 蒲生町	43市町村(19市20町4村)



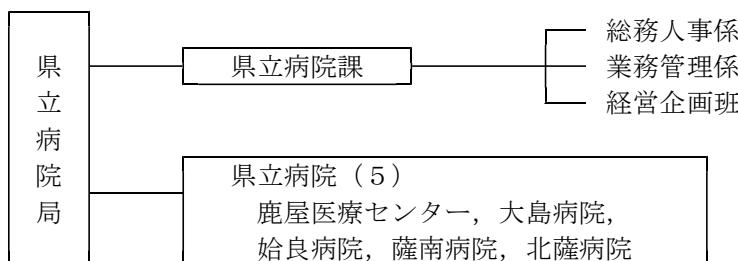
II 県立病院局関係

県立病院は、企業の経済性を發揮するとともに、公共の福祉を増進することを経営の基本原則とし、地域の中核的医療機関として、公的医療機関でなければ対応困難な結核、精神等の政策医療や高度・専門医療及び二次救急医療など県立病院にふさわしい医療の提供に努めているところです。

県立病院事業においては、平成17年9月に安定した経営基盤の確立を図ることを基本とした「県立病院事業改革基本方針」を策定し、平成18年度から地方公営企業法を「全部適用」することとし、平成22年度までの5か年を『集中して改革に取り組む期間』として、経営改善に取り組んできた結果、経営面・医療面において相応の成果が得られたところです。

しかしながら、病院事業を取り巻く環境は、診療報酬制度や医師不足など、今後の病院経営の見通しにおける課題や不安定要因もあることから、これらの不安定要因にも対応しながら各病院の経営を安定化させるため、平成23年度からは「中期事業計画（経営安定化計画）」（平成23～27年度）に基づき、各病院において経営面・医療面での方策に取り組んできたところです。

平成28年度においても引き続き、経営面の目標である「各病院ごとの資金収支及び経常収支の黒字化」に取り組むとともに、医療面においても、県民に高度・良質な医療を提供できるよう、更なる医療の質の向上に努めます。



（1）平成28年度県立病院局予算の概要

区分	平成28年度当初	平成27年度当初	伸び率
病院事業 収益的収入及び支出	千円	千円	%
病院事業収益	18,973,219	19,130,379	99.2
病院事業費用	18,811,314	18,558,447	101.4
資本的収入及び支出			
資本的収入	1,053,903	1,246,898	84.5
資本的支出	1,852,276	2,079,913	89.1

（2）県立病院局の事務分掌

課名	係名	事務分掌
県立病院課	総務人事係	・県立病院課の予算、決算、庶務等 ・県立病院局の人事、給与、企画調整、資金管理、財産管理等
	業務管理係	・病院事業の予算、決算、出納検査、監査等 ・病院の業務指導等
	経営企画班	・病院事業の経営企画・安定化、中期事業計画の進捗管理等

(3) 県立病院事業中期事業計画（経営安定化計画）

I 計画とりまとめの趣旨

1 これまでの取組の成果及び今後の取組

県立病院事業においては、平成17年9月に「県立病院事業改革基本方針」を策定し、平成18年度から平成22年度の5か年を『集中して改革に取り組む期間』として、職員一丸となって様々な経営改善方策に取り組んできた結果、平成21年度は収益的収支において経常収支の黒字を達成するなど、経営面・医療面において相応の成果が得られた。

しかしながら、病院事業を取り巻く環境は、診療報酬制度をはじめとする国の医療制度改革の動向、また、全国的に深刻な医師不足など、今後の病院経営の見通しにおける課題や不安定要因（*1）もあることから、これらの不安定要因にも対応しながら、各病院の経営を安定化させるための「中期事業計画」をとりまとめることとした。

（*1）病院事業を取り巻く諸課題及び不安定要因

- ① 診療報酬制度の改定
- ② 医師の確保
- ③ 看護職員等の確保
- ④ 診療圏人口の減少及び人口構成の変化に伴う患者ニーズへの対応
- ⑤ 地方公営企業制度の改正に伴う対応
- ⑥ 病院事業に対する繰入金
- ⑦ 消費税の税率引き上げ
- ⑧ 人件費比率の低減化
- ⑨ 内部留保資金

2 中期事業計画の基本的な考え方及び性格

(1) 基本的な考え方

この計画は、現行の「改革基本方針」の基本的な考え方や改革の方法を踏襲しながら、経営の安定化に軸足を置くものとし、また、個々の病院における取組を重点化するほか、経営面ばかりでなく、医療面での充実にも取り組むものである。

(2) 性格

各病院がそれぞれの地域において医療面での独自性を發揮し、県民の期待する県立病院の役割を可能な限り果たしていくためには、各病院が自律的に経営を安定化し、持続可能性を高めていく必要があることから、各病院の主体的な考えをベースとして計画を策定する。

各病院はそれが置かれている立場や環境が違うことから、今回の計画では、各病院の理想も含めて中長期的ビジョンをとりまとめ、そのビジョンに近づいていくための目標と、目標に到達するための方策を示し、計画期間中にどこまで到達するかを管理するもので、中には必ずしも確実に到達できるという目標ばかりではないが、各病院においては理想とする病院像の実現に向けて果敢に挑戦しようとするものである。

3 平成23年度以降の経営形態の考え方

集中改革期間（H18～22）の成果を踏まえ、引き続き、現行の『公設公営』を維持して県立病院事業の運営にあたるものとする。

なお、各病院が最大限の経営努力を行っても、病院単位で独立採算での経営が維持できず、「経済性と公共性」の両立が極めて困難となった場合は、総務省の公立病院改革ガイドラインの考え方に基づき、経営形態の見直しも視野に入れた検討を行う。

4 計画期間

平成23年度から平成27年度までの5年間を計画期間とする。

II 中期事業計画の方針及び目標等

1 重点方針

(1) 医療の質の向上

県立病院は、県民の医療ニーズに対応し、高度・良質な医療を提供することを基本とし、地域の中核的医療機関として、他の医療機関との適切な役割分担・連携を図りながら、一般医療のほか公的医療機関でなければ対応困難な政策医療、高度・専門医療及び二次救急医療等の提供に全体として努めるほか、各病院においては、それぞれの持つ医療機能を最大限発揮するなど、更なる医療の質の向上を図るものとする。

また、各県立病院が各種専門医制度指定施設等の指定を受けられるよう、指導医及び専門医の確保や医療機能のレベルアップを図るものとする。

(2) 経営安定化の確立

県民に高度・良質な医療を提供するためには、経営基盤が安定してはじめて可能であることから、更なる企業意識・コスト意識の徹底や質の高い医療による診療収益の確保、適正な一般会計からの繰入れを前提として、足腰の強い経営基盤を確立し、県立病院としての「公共性」と、地方公営企業としての「経済性」の両立を図るものとする。

2 全体目標

医療面	<p>①各種専門医制度指定施設や地域医療支援病院、地域がん診療連携拠点病院、災害拠点病院、感染症指定病院、地域周産期母子医療センター、精神科救急基幹病院等の指定病院としての機能強化を図るとともに、地域住民の医療ニーズに対応した診療分野、特殊外来の充実を図る。</p> <p>②医師の確保に引き続き努めるほか、高度かつ良質な医療・看護等を提供するため、専門医等の資格を取得しやすい環境の整備に努めるとともに、認定看護師など有資格者の計画的な養成・確保を図る。</p> <p>③地域医療連携室の積極的な関与等により、紹介率及び逆紹介率の向上に努めるなど、他の医療機関や福祉施設等との適切な役割分担と連携を図る。</p>
経営面	<p>①一般会計からの繰入金については、集中改革期間と同様に国の指導基準の範囲内とする。</p> <p>②収支目標については、各病院ごとに単年度の資金収支及び経常収支の黒字化に向けて最大限努力する。 このため、診療収益や繰入金など収益の確保及び給与費や材料費の嵩上げによる費用の節減に取り組む。</p> <p>③累積欠損金については、地方公営企業法の規定の改正を踏まえ、欠損金の解消・縮小に向けて最大限努力する。</p>

【参考】計画期間中の収支目標

(単位：百万円)

項目	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
資金収支	701	860	775	878	1,070	1,156	1,253
経常収支	478	221	628	515	739	784	803

(注) 1 H21は実績、H22は23年3月時点での見込み、H23以降は目標

2 H23以降の収支は、23年度当初予算編成時点における診療報酬制度、一般会計繰入金、消費税制度、給与カットがそのまま23年度以降も継続されることを前提として目標を設定

III 中期事業計画の進行管理等

1 数値化した目標への到達度の進行管理及び分析

それぞれの収支目標に到達するため、集中改革期間中に行っていった目標管理システムによる四半期ごとの目標の検証については、平成23年度以降も継続して行うこととする。

2 到達度の評価

医療面・経営面における目標の達成状況については、まずは病院自らが進行管理を行うことを基本として、経営会議等において全体的な進行管理・分析・評価を行う。

また、定期的に外部有識者による第三者評価も受けるものとする。

IV 病院ごとの中期事業計画

病院	医療面の目標	経営面の目標
鹿屋	地域医療機関からの紹介患者数や逆紹介患者数の増を図り、共同診療や各種研修会を実施するなど地域医療支援病院としての機能強化を図る。	単年度の資金収支を早い時期に黒字化し、内部留保金（平成21年度末△3億5千万円）の積立ができるよう努める。
大島	地域医療連携室の積極的な関与により、地域医療支援病院としての紹介率、逆紹介率の向上を図るとともに、病床利用率の向上を図る。	DPC機能評価係数Ⅱの向上を図るとともに、「栄養サポートチーム加算」の取得や「急性期看護補助体制加算」等の上位取得に取り組む。
薩南	地域の医療ニーズに対応した診療分野の医師を確保し、診療体制や特殊外来の診療日数、診療分野の充実・拡充を図る（糖尿病、肝臓病等）。	DPC準備病院としての適切な対応及びDPC対象病院への移行を実現するとともに、未収金対策の強化、経費の一層の削減を図る。
北薩	二次医療までを地域医療機関で完結できるよう脳神経外科、放射線科医師の常勤化を目指すほか、小児科医の増員に取り組む。	DPCによる診療報酬請求の適切な管理を行い、安定的な診療収益を確保する一方、後発医薬品の使用促進など費用抑制に取り組む。
姶良	入院時スクリーニングの導入やクリニカルパスの拡充を図るほか、現7病棟を改修・増築して、スーパー救急病棟を整備する。	平成27年度の経常収支は3億円以上の黒字、また診療収益は20億円以上を目指すとともに、毎年度の病床利用率は97%を維持する。

(4) 平成28年度 事業の概要

事業名	県立病院整備事業
-----	----------

(所管：県立病院課)

継続（昭和39年度）

1 目的

県立病院が地域の中核的医療機関としての機能を十分発揮できるように施設・設備、医療機器を整備する。

2 内容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
県立病院施設整備事業	県	診療機能の充実、患者サービスの向上に必要な施設・設備を整備する。	病院事業特別会計 10/10
県立病院医療機器整備事業	県	診療機能の充実・強化に必要な医療機器を整備する。	病院事業特別会計 10/10

3 予算

事業区分	総事業費	県予算額			備考
		28年度当初	27年度当初	対前年比	
県立病院施設整備事業	千円 441,740	千円 441,740	千円 381,206	% 115.9	
県立病院医療機器整備事業	千円 575,250	千円 575,250	千円 702,072	% 81.9	
計	千円 1,016,990	千円 1,016,990	千円 1,083,278	% 93.9	

4 28年度実施計画及び事業実績

事業区分	平成28年度	平成27年度	平成26年度
県立病院施設整備事業	鹿屋：吸収式冷温水機等 熱源機器更新工事 大島：病棟南側壁改修工事 姶良：病棟屋根等補修工事 等	大島：空調機更新工事 北薩：院長・医師公舎改修工事 姶良：病棟屋根等補修工事 等	大島：空調機更新工事 薩南：冷温水発生機オーバーホール 北薩：看護宿舎外壁改修工事 姶良：冷温水発生機更新工事 等

事業区分	平成28年度	平成27年度	平成26年度
県立病院医療機器整備事業	鹿屋：多項目自動血球分析システム装置 大島：大動脈内バルーンポンプシステム装置 薩南：透析中央管理システム 北薩：高気圧酸素治療装置 等	鹿屋：血管撮影装置 大島：高気圧酸素治療装置 北薩：血管撮影装置 姶良：高压蒸気滅菌器 等	鹿屋：生化学自動分析装置 大島：磁気共鳴診断装置 薩南：セントラルモニタシステム 姶良：デジタル多用途脳波計 等

5 その他参考事項

<県立病院の状況>

病院名	種別	病床数 (床)	診療科目	患者数(28年度計画)	
				入院 (人)	外来 (人)
県民健康プラザ 鹿屋医療センター	一般 感染症	150	内科, 循環器内科, 外科, 消化器外科, 整形外科, 脳神経外科, 小児科, 産科, 婦人科, 耳鼻咽喉科, 放射線科, 麻酔科 12科	44,529	49,143
大島病院	一般 感染症 結核	315	内科, 循環器内科, 消化器内科, 神経内科, 外科, 消化器外科, 整形外科, 脳神経外科, 精神科, 小児科, 皮膚科, 泌尿器科, 産婦人科, 眼科, 耳鼻咽喉科, 放射線科, 病理診断科, 救急科, 歯科口腔外科, 麻酔科 20科	92,724	116,216
薩南病院	一般 感染症 結核	140	内科, 循環器内科, 消化器内科, 血液内科, 人工透析内科, 外科, 消化器外科, 整形外科, 小児科, 放射線科 10科	35,541	40,392
北薩病院	一般 感染症	110	内科, 呼吸器内科, 循環器内科, 消化器内科, 神経内科, 外科, 脳神経外科, 小児科, 放射線科 9科	31,390	42,662
姶良病院	精神	267	精神科, 歯科 2科	91,386	22,331
計		982	53科	295,570	270,744